

様式第一（第一条関係）（日本工業規格A列4番）

（第一面）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書

年 月 日

北見市長 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

- 建築物全体
- 建築物の一部（住戸の部分）
- 建築物の一部（非住宅部分）

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(第二面)

建築物エネルギー消費性能向上計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	m ²
【3. 建築面積】	m ²
【4. 延べ面積】	m ²
【5. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 建築物の住戸の数】	建築物全体 戸 認定申請対象住戸 戸
【8. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の設置 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の改修
【9. 構造】	造 一部 造
【10. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 竣工年月日 年 月 日 竣工
【11. 建築物の構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による
【12. 該当する地域の区分】	2 地域
【13. 建築物のエネルギー消費性能】	1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項 (1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 <input type="checkbox"/> 基準省令第8条第1号イ(1)の基準 <input type="checkbox"/> 基準省令第8条第1号イ(2)の基準 年間熱負荷係数 MJ/(m ² ・年) (基準値 MJ/(m ² ・年)) BPI () <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 () <input type="checkbox"/> 基準対象外 (2) 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 外皮平均熱貫流率 W/(m ² ・K) (基準値 W/(m ² ・K)) 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 () <input type="checkbox"/> 基準対象外 2. 一次エネルギー消費量に関する事項 (1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 <input type="checkbox"/> 基準省令第8条第1号ロ(1)の基準 <input type="checkbox"/> 基準省令第8条第1号ロ(2)の基準 誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 B E I () <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 () (2) 住宅又は複合建築物の住宅部分 <input type="checkbox"/> 誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 B E I () <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 () (3) 複合建築物 誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 B E I ()
【14. 確認の特例】 法第30条第2項の規定による申出の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
【15. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】
【16. 備考】

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m ²
【4. 住戸のエネルギー消費性能】	
1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項	
<input type="checkbox"/> 外皮平均熱貫流率	W/(m ² ・K) (基準値
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	()
<input type="checkbox"/> 基準対象外	
2. 一次エネルギー消費量に関する事項	
<input type="checkbox"/> 誘導基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年
BEI ()	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	()
【5. 住戸に係る認定の申請の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(第四面)

2. エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金計画

--

3. エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	年	月	日
[工事の完了の予定年月日]	年	月	日

(注意)

1. 各面共通関係

- ① この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例によります。
- ② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - (1) 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅
 - (2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅

2. 第一面関係

- ① 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- ② 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
- ③ 【申請の対象とする範囲】の欄は、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」のチェックボックスに、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請の場合には「建築物の一部（住戸の部分）」のチェックボックスに、複合建築物の非住宅部分に係る申請の場合には「建築物の一部（非住宅部分）」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください（複数選択可）。

3. 第二面関係

- ① 【6. 建築物の用途】及び【8. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ② 【7. 建築物の住戸の数】の欄は、【6. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
- ③ 【10. 基準省令附則第 3 条又は第 4 条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「有」の場合は申請に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。
- ④ 【12. 該当する地域の区分】の欄において、「地域の区分」は、基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)の地域の区分をいいます。
- ⑤ 【13. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物の一部（非住宅部分）」を選んだ場合のみ記載してください。

「1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項」については、以下の内容に従って記載してください。

 - (1) 申請に係る建築物が非住宅建築物の場合は「（1）非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」に、一戸建ての住宅の場合は「（2）一戸建ての住宅」に記載してください。申請に係る建築物が複合建築物の場合は、非住宅部分について「（1）非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」に記載してください。
 - (2) 「（1）非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」については、「基準省令第 8 条第 1 号イ(1)の基準」、「基準省令第 8 条第 1 号イ(2)の基準」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「年間熱負荷係数」については、基準値（基準省令別表に掲げる数値をいう。以下⑤において同じ。）と併せて記載してください。B P I については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。
 - (3) 「（2）一戸建ての住宅」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱貫流率」及

び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれ基準値（基準省令第1条第1項第2号イ（1）の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(4) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

- i) 年間熱負荷係数 屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値をいいます。
- ii) B P I 年間熱負荷係数を基準値で除したものをいいます。
- iii) 基準対象外 基準省令附則第3条第2項又は第4条第3項の規定の適用を受ける場合をいいます。

「2. 一次エネルギー消費量に関する事項」については、以下の内容に従って記載してください。

(1) 申請に係る建築物が非住宅建築物の場合は「(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」に、住宅の場合は「(2) 住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載してください（「基準一次エネルギー消費量」の部分を除く。）。申請に係る建築物が複合建築物であって、基準省令第8条第3号イの基準による場合は、非住宅部分及び住宅部分について、それぞれ「(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」及び「(2) 住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載してください（「基準一次エネルギー消費量」の部分を除く。）。申請に係る建築物が複合建築物であって、基準省令第8条第3号ロの基準による場合は、非住宅部分及び住宅部分について、それぞれ「(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」及び「(2) 住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載の上（「誘導基準一次エネルギー消費量」の部分を除く。）、複合建築物全体について「(3) 複合建築物」に記載してください。

(2) 「(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」については、「基準省令第8条第1号ロ(1)の基準」、「基準省令第8条第1号ロ(2)の基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。B E Iについては、小数点第二位未満を切り上げた値を記載してください。

(3) 「(2) 住宅又は複合建築物の住宅部分」については、「誘導基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「B E I」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。「誘導基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「B E I」については、住宅全体又は複合建築物の住宅部分全体での数値を記載してください。「B E I」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。

(4) この欄において、「B E I」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。

⑥ 【14. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」のチェックボックスに、申し出ない場合には「無」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。

⑦ 【15. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第35条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の10分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の10分の1とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。

⑧ 第二面は、建築確認等の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その

他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

4. 第三面関係

- ① 第三面は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」を選んだ場合であって共同住宅等若しくは複合建築物に係る申請を行う場合又は第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物の一部（住戸の部分）」を選んだ場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
- ② 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄において使用する用語の意義は、3. 第二面関係の注意⑤のとおりとします。

「1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ（1）の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

「2. 一次エネルギー消費量に関する事項」は「誘導基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「BEI」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。

- ④ 【5. 住戸に係る認定の申請の有無】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物の一部（住戸の部分）」を選んだ場合であって当該住戸について認定の申請を行う場合には「有」のチェックボックスに、行わない場合には「無」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
- ⑤ 第三面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

5. 第四面関係

第四面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。